

【警察からのお知らせ】 小型無人機等飛行禁止法の改正 について

令和5年10月6日から、法律により、
陸上自衛隊北富士駐屯地及び周辺
では、

小型無人機の飛行等
が禁止されます。

同所周辺で飛行を行いたい方は、事前に
富士吉田警察署までお問合せください。

飛行禁止となるエリアについては、次頁
のとおりです。



問合せ先：富士吉田警察署 電話：0555-22-0110



飛行禁止エリア



赤枠内：対象施設の敷地・区域の上空（レッドゾーン）

黒枠内：周囲おおむね300mの上空（イエローゾーン）

問合せ先：富士吉田警察署 電話：0555-22-0110

